

## 工期に関する特記仕様書（土木（港湾・空港除く））

### 1. 当初工期の日数算出方法

[Redacted]

上記が「その他」の場合の具体的な設定方法

[Redacted]

### 2. 当初工期の設定において、制限となる事項の有無

[Redacted]

上記が「制限あり」の場合、その具体的な理由

[Redacted]

### 3. 当初工期に見込んでいる各種日数

- ①工期は、雨天・休日等〇〇日（雨休率0.8）を見込み、設定している。  
なお、休日等には、日曜日・祝日、夏季休暇及び年末年始休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。  
工期には施工に必要な実働日数以外に以下の事項を見込んでいる。

総工期	〇日間
内) 準備期間	〇日間
内) 後片付け期間	〇日間
雨休率※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率 = (休日数 + 天候等による作業不能日) / 実働日数	0.8
その他	〇日間

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

イ) 1日の降雨・降雪量が10mm以上の日：〇日/年

ロ) 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：〇日/年

(小数第1位を四捨五入(整数止め)し、日数換算した日数)

過去5か年(2017~2022年)の気象庁(松江観測所)及び環境省(松江地点)のデータより年間の平均発生日数を算出

- ②著しい悪天候や気象状況により「天候等による作業不可能日」が工程(官積算)で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

### 4. 当初工期の確認

受注者は発注者が定めた当初工期日数について、適正な工期日数であるかを速やかに確認しなければならない。なお、この結果は受発注者双方が共有するものとする。

### 5. 当初算定工期及び施工中における工期の変更方法

島根県公共工事請負契約約款第24条に基づく協議に関して、受注者は当初算定工期について、工事工程のクリティカルパス等を明確にした上で協議することが出来る。

なお、発注者は受注者が作成した工程が妥当であると判断でき、当初発注時の工期では工事完了が困難であると認められる場合かつ、「2. 当初工期の設定において、制限となる事項の有無」を「制限なし」とした場合、工期の変更に応じなければならない。

また、施工中に生じた不測の事態のため、工期延期が必要となった場合についても、上記に準じて行うものとする。

### 6. 受注者の工期検討及び受発注者の役割について

当初工期の変更が必要と判断した場合、または前工程で受注者の責によらない事象で工程遅延が発生する等により適正な工期を確保できなくなった場合は、受注者は速やかに発注者にその旨を報告し、元下間で協議・合意した結果を以て発注者と協議を行うものとする。発注者は協議があったときは、工期変更等の方針を明確にしなければならない。